

## 四條畷市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四條畷市広告掲載要綱（平成17年11月8日制定）（以下「要綱」という。）第4条2項の規定に基づき、四條畷市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への有料広告掲載について必要な事項を定める。

(規制業種又は事業者等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに類する業種
- (2) 大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号）の規定により規制を受ける業種その他これに類する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) 占い・運勢判断に関する業種
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (6) 四條畷市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第11号）に規定する暴力団及び暴力団密接関係者又はそれらの関連事業者
- (7) 民法（明治29年法律第89号）33条に規定する公益法人のうち、祭祀及び宗教を目的とする法人
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(広告掲載の基準)

第3条 要綱に定めるもののほか、次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 誹謗又は中傷を内容とするもの
- (2) 虚偽又は誇大な表現で市民の便益を害するもの
- (3) 投機心及び射幸心をそそるもの
- (4) 政治、社会又は宗教問題についての主義主張若しくはこれらを批判するもの
- (5) 児童又は青少年の育成に悪影響を与えるおそれのあるもの
- (6) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの

(8) 社員の募集広告

(9) 公職選挙法第129条又は第146条に抵触する恐れがあるもの及び公職選挙法上好ましくないと思われるもの

(10) ホームページの品位、公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの

(11) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの

(12) 広告の意図及び内容が明確でない又は責任の所在が不明確なもの

(13) 広告の内容が非科学的と考えられるようなもの又は、事実と異なるもの

(14) 提供する商品又はサービスの内容が、同様の商品、サービスを提供する他の事業所等と比較して有利である旨を表示するもの

(15) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(16) その他妥当でないものと認められるもの

(掲載の優先順位)

第4条 ホームページに掲載する広告の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 国・政府関係機関、地方公共団体及びこれに類するもの

(2) 私企業のうち、公共性の高いもの

ア 運輸・水道・電気・電話通信・ガス供給・新聞及び放送の事業

イ 市内又は隣接市に本店または支店を有する銀行、信用金庫、信用組合、農協及び医療機関

(3) 市内または近隣市の地域産業、デパート、商店街、市場専門店及び事業所等

(4) 民法(明治29年法律第89号)33条に規定する公益法人のうち、祭祀及び宗教を目的とする者以外の法人並びに各種市民団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載を行うことが適当と認められるもの

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。